令 和 7 年 2 月 1 2 日 こども青少年・教育委員会 こ ど も 青 少 年 局

市第123号議案 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、 設備及び運営の基準に関する条例の一部改正

1 趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「基準」という。)の一部改正に伴い、横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第46号。以下「条例」という。)の一部を改正します。

2 改正の概要

幼保連携型認定こども園における副園長及び教頭の資格要件は、基準により、① 幼稚園教諭の普通免許状を保有し、かつ、②保育士登録簿の登録を受けた者である こととされていますが、基準の附則において、基準の施行日(平成27年4月1日) から10年間は、①又は②のいずれかの資格要件とする特例が設けられています。

基準における園長、保育教諭その他の職員及びその員数に関する事項は従うべき 基準であることから、条例において、基準と同様の規定を設けています。

このたび、基準における特例の期間が更に2年間延長され12年間となったことから、条例における同特例措置についても、同様に12年間とします(令和9年3月31日まで)。

3 施行日

公布の日